

岩手県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 23 号

岩手県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県男女共同参画推進条例施行規則（平成 15 年岩手県規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(調査しない申出)</p> <p>第 5 条 調整委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る苦情又は相談の申出については、調査しないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）<u>第13条第1項</u>の紛争の解決の援助の対象となる事項若しくは同法<u>第14条第1項</u>の調停の対象となる事項又は個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）若しくは個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年岩手県条例第50号）の個別労働関係紛争の解決の援助の対象となる事項</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(調査しない申出)</p> <p>第 5 条 調整委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る苦情又は相談の申出については、調査しないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）<u>第17条第1項</u>の紛争の解決の援助の対象となる事項若しくは同法<u>第18条第1項</u>の調停の対象となる事項又は個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）若しくは個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年岩手県条例第50号）の個別労働関係紛争の解決の援助の対象となる事項</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。